

名勝

文化財に指定等された庭の修理に伴う加茂七石の補填の検討

今江 秀史

1. はじめに

文化財に指定等された庭で用いられている石材は、経年変化などにより摩耗や欠損をする場合がある¹⁾(写真1)。そこで修理に際して亡失部分の補填が必要となる。文化財に指定等された庭で使用される石は、築造時の自然の山河で採取されたものであって、当然のことながら現在も同等のものが採取できるとは限らない。また現在、文化財の庭の修理だけではなく、一般的な庭の築造に伴う石材等の確保されも困難となっているという²⁾。平成28年9月23日付の京都新聞の記事は、その事例を以下のように伝えた。

造園会社に石材を卸す北山都乾園(北区)の5代目、北山利通社長は、なじみの不動産業者から「京町家が壊されそうだ」という情報を聞くと、すぐに駆けつける。鴨川水系で採取された「加茂七石」は、京の庭園に欠かせない名石だ。しかし、戦後の規制強化で府内の河川敷では採取が原則禁止された。北山さんは、府外まで足を伸ばして加茂七石に似た石を探してきたが、全国的にも規制が厳しくなった。そこで目を向けたのが、老朽化で解体が進む町家だった。

戦後、京都の庭の石材として重用されてきた「加茂七石」が河川で採取できなくなり、従来はその代用品が用いられてきた。それが今日では、町家の解体に伴って発生する石材の再利用に目が向けられているという。この加茂七石については、『京都大事典』³⁾で以下のように解説されている。

賀茂川(鴨川)に産し、水石として珍重される石の総称。周辺の山地から流れ込んだもので、七種に限らず、八瀬真黒石・賤機糸掛石・鞍馬石・貴船石・畚下石・雲ヶ畑石・紅加茂・古道真黒などがある。鞍馬石は花崗岩質の深成岩であるが、ほかには堆積岩またはその変成岩、および海底火山類。これらは高野川にも産する。

一般論での加茂七石とは、京都市北部の賀茂川と高野川さらには両者が合流した鴨川(図1)で採取される7種ほどの石の総称である。主に水石、つまりは「水盤に入れたり、盆の上に庭園や景色を模して配したりする石。盆石」として利用されてきた⁴⁾。

加茂七石について記述した資料としては、『京都の自然ふしぎ見聞録』⁵⁾、『京都の地学図鑑』⁶⁾、水石と造園に焦点をおいたものとして『京の石』⁷⁾、『水石入門マニュアル』⁸⁾、『造園大辞典』⁹⁾がある。京

都の庭石に関する資料としては、「京都における造園用石材の地域性の研究」¹⁰⁾がある。また、加茂七石の実物が展示されている事例としては、史跡旧二条離宮（二条城）の敷地北東に築かれた庭・清流園の南西隅の一角¹¹⁾、七条通大和大路の北西角の「加茂七石庭」がある¹²⁾（写真2～5）。

加茂七石は、文化財に指定等された庭においても使用されてきた。その事例の一部を挙げれば、京都市指定名勝廣誠院庭園¹³⁾の書院に伴う沓脱石が加茂真黒石、同並河家庭園¹⁴⁾の池中に据えられた束石が糸掛石、同伏見稲荷大社松の下屋¹⁵⁾の座敷に伴う沓脱石が鞍馬石である（写真6～8）。

また平成29年度より進められてきた国の指定名勝円山公園の修理では、流路の底に敷き詰められた拳大の川石に、欠損が認められている。それらの石の出所は判然としないが、位置関係からみて賀茂川あるいは高野川で採取された可能性がある¹⁶⁾。

このように京都市内の近代に築造された庭に関しては、おのずと将来の修理において加茂七石の補填の必要性が高いと考えられる。しかし現在、自然の山河での採取が規制されているのであれば、石の確保はおのずと困難な状況にあると推察される。

表1 加茂七石の構成

北山氏	京都大事典	清流園	加茂七石庭
糸掛石	賤機糸掛石	糸掛石	糸掛石
加茂真黒石	八瀬真黒石	八瀬真黒石	八瀬真黒石
貴船石	貴船石	紫貴船石	紫貴船石
雲ヶ畑石	雲ヶ畑石	畑石	畑石
鞍馬石	鞍馬石	鞍馬石	鞍馬石
畚下石	畚下石	畚下石	畚下石
紅加茂石	紅加茂	紅加茂石	紅加茂石
—	古道真黒	—	—

表2 加茂七石の構成と産出箇所

No.	記 述
1	八瀬の上流、黒谷から出る八瀬真黒
2	静原川の長谷から出る糸掛石
3	鞍馬の奥深き溪谷や山間の採石場から出る茶褐色の本鞍馬（花崗岩）
4	鞍馬川と貴船川の鞍部の断層から出る畚下のうちの灰竜岩
5	貴船川から出る紫貴船
6	加茂の本流を左へさかのぼる雲ヶ畑の中津川から出る雲ヶ畑石（畑石ともいう）
7	そこから下流へ一キロほどさがった一ノ瀬から出る赤玉石（紅加茂）

（大内探石『京の石』より抜粋）



写真1 円山公園の流路底の石が欠損している状況（提供：植彌加藤造園株式会社）



図1 京都市市域概念図

2. 研究の主旨と展望

本研究の主旨は、文化財に指定等された庭の修理に伴う、加茂七石の補填の可能性について検討である。

研究に当たっては、冒頭で言及した造園・建築用石材卸業の老舗である株式会社北山都乾園の北山利通氏に対して聞き取り調査を行い、実践者による直接の経験に基づいて庭石・「加茂七石」の実態の解明を行う。

聞き取り調査は、同社の龍安寺店（京都市右京区龍安寺御陵ノ下町）において、平成30年6月21日（木）の13時30分から15時にかけて実施した。聞き取り事項は、ICレコーダーに録音の上で逐語録を作成し、その内容を北山氏に確認頂いた。発言者は、北山氏を「K」、筆者を「I」と記した。石の呼称や専門・地域的な用語についてはカタカナ表記とし、筆者が補足した箇所は〔 〕標記とした。

以下、逐語録の分析を通して文化財に指定等された庭の修理における石の確保の課題を浮き彫りとし、具体的な対応策の検討を行う。なお分析に当たっては、可能な範囲で同氏の発言と史料を照合し、歴史・社会的な妥当性の検証を行う。

3. 聞き取り事項の分析

（1）加茂七石の分類と特質

聞き取り調査は、「北山さんが仕事をされておられる中で、加茂七石についてどのようにお考えですか」という問いかけから始めた。なお北山氏へ調査依頼する段階

で、事前に聞き取りした加茂七石の一覧表を作成し、調査時に手渡した（表1）。

K：加茂七石というのは、今江さんが事前に用意されたメモ（表1の左端の項目）に書いてある通りですね。〔中略〕まあ、加茂「ナナセキ」でも、「シチセキ」でも良いですけど、僕個人としては「カモナナセキ」と呼んできました。（1-01:45）

北山氏が述べた加茂七石の構成と『京都市大事典』、前節で述べた「清流園」と「加茂七石庭」の構成は概ね同様であった¹⁷⁾。また『京の石』では、各石の産出箇所まで言及されている（表2）。以下、表1の左端の欄に沿って各石の概要を示す。

1) イトカケイシ（糸掛石）

K：賤機石・イトカケイシは、粘板岩です¹⁸⁾。要するにこれはヤセマグロイシの元となる石種だと思います。山で採れたものがイトカケイシで、これが川に転石して、川の中で石同士が当たって割れて、まあ石の性質の柔らかい部分が侵食されて、細かくなったりしていったもの。最終的に延段とか畳石とかに使われているものがヤセマグロイシといえます。

イトカケイシの中でも、山で少し鉄分をきつく帯びて、こげ茶色から茶色っぽい石質のものがあります。また、賤機から^{しづいち}静岡市の奥の方へ行くと、京北の灰屋^{はいや}っていう所があります。そこで採れるものは、もっと



写真2 清流園・加茂七石（案内板）



写真3 清流園・加茂七石（正面右手）



写真4 清流園・加茂七石（正面中央）

黒っぽい石です¹⁹⁾。

賤機石・イトカケイシは、山から産出するものであり、それが川中で自然に摩耗した石がヤセマグロイシであるという。採取地によっては、茶色や黒色のものがある。

K：また例えば石には、ジャグレ、シガミという言葉があり、このイトカケもそのような専門用語の一つといえます²⁰⁾。例えば、全国的に有名な鳥取県の佐治川から採れる佐治石という、あの石もイトカケになっています。加茂川水系で採れるカモマグロイシ系統の石にもイトカケになっているものがあり、それも同じです。

イトカケイシの用途は、ほぼ景石です。私が長年京都で石を取り扱ってきた中でも、一番、見かけないものですね。多分、産出量も少なく庭で使われていた事例も多分、当時から少なかったのでしょう。

石材に関する専門用語でイトカケとは、文字では形容しがたいものであるという。しいて言うとその表情は、納豆を包丁で細かく切り刻んでそれを手で縦に引っ張ったような模様が石の表面に出たようなものである。イトカケ状の石は、他の石種あるいは地域でもみられる。産出量が少ないため、庭内での使用も限定されていたとみられる。

K：その赤い色は派手なので、その石だけで庭が造られるということは少な

く、いくつかの石種がある中で、ポイントに赤い石を入れるということが、当時の庭の中でされていたように思います。(3-9:48)

イトカケ石は、その希少性と併せて色が派手であることから、主として庭の要所の景石として利用されていた。

2) カモマグロイシ (加茂真黒石)

K：この石は、加茂川水系の中で、京都で一番もしくは主力と言うのか、大々的に使われました。石質は、粘板岩です。用途は、延段・畳石・手水鉢の役石・差石あとは柱の根石・束石です。礎石に使われたり表面に穴が空いたような石であったら、^{うぶほ}初掘れ手水鉢として使われるなど、とにかく庭〔づくり〕でたくさん使われていた材料です²¹⁾。

〔中略〕

特徴は、川で石同士が当たって割れ、割れた面が平らになり、その部分がまた川の流れて侵食されて、ある程度丸みがつくというもの²²⁾をうまく利用して、^{のべだん}延段の畳石や役石のシヨクダイやオケダイに使われます。

あとは^{ふみこみいし}飛石や踏込石、柱の根石など天端が必要な用途として使われる時に、このカモマグロイシがよく使われます。但しマグロイシと言っても、意外と真っ黒なものは川に少なく、半分以上は黒というよりはグレーのものが主体となります。私



写真5 清流園・加茂七石（正面左手）清流園賀茂七石4



写真6 廣誠院庭園



写真7 並河家庭園



写真8 伏見稲荷松の下屋

は、この色が真っ黒から抜けたようなグレーっぽい色のものをカモガワマグロのヌケイシとか、もっと略してヌケといった通称を用います。希少価値で言えば、石の色が黒ければ黒いものほど高くなります。

グレーの色が抜けた石、黒色からちょっと離れてグレーになる石の価値は、扱いが低くなります。
(2-2:37)

前述のようにカモマグロイシ・ヤセマグロイシは、イトカケイシを原石としている。用途は多様であり、庭石だけではなく建築材料としても用いられた。色は黒色あるいは灰色であり、後者は「ヌケ」と呼ばれ価値は低く設定される。

3) キブネイシ（貴船石）

K：石種は堆積岩の紫輝緑凝灰岩ですが、すべてそうではありません²³⁾。キブネイシというのは、貴船川から上げられる石のことで、色自体も青色、青色と紫色が混じったようなもの。紫色のものもあります。さらに、青色でも紫色でもないグレーに近い色のようなものもあり、一概にキブネイシだから紫色とか青色という訳ではありません。

京都では、昔から青と紫が混じったキブネイシをヨモギという言い方で呼びました²⁴⁾。蓬色^{よもぎ}なのでヨモギと呼び、それが代表的なキブネイシのカラーです。しかし、それが絶対その色じゃなければキブネイシなの

ではなく、要するに貴船川から採れたものが全てキブネイシなのです。

キブネイシとは貴船石の河床でみられる石であり、その色は多様である。京都では、キブネイシを蓬色^{のづら}のものとする向きがあるものの、その色に限定されるわけではないという。

K：庭の中で使用されている用途は、天端、表面に平らな部分があるものが、野面積みと呼ばれる手法で石積み^{のづら}をされることもあります。

また延段、人が歩く園路の、通路に貼るような形で、延段としても使われます。あとは面を出さずに、石垣を積む崩れ積みという技法があり、その崩れ積みにも使われます。さらに、手水鉢^{つくばい}の蹲踞を組んだ時の役石にも使われています。紫色、青紫、蓬色になったようなもので姿の良い石は、景石としても使われていることがあります。それ以外の用途で使われている事例もあるかもしれませんが、基本的に京都の町家での利用は、延段か石積みか景石か、蹲踞の役石に大別できると思います。
(1-04:43)

キブネイシの用途は、石積、園路の延段、蹲居の役石であり、景石となる場合もあるという。

4) クモガハタイシ（雲ヶ畑石）

K：クモガハタイシは、同じ加茂川水系

の雲ヶ畑の方で採れる石です。石種は堆積岩、チャート岩で赤みを帯びたような石です^{25) 26)}。

〔中略〕

K：〔加茂七石の〕その中で、クモガハタイシとは特徴がない石ですが、実際、京都の近場で採れた石を、何らか差石にしたり景石にしたりとしていけば、どうしてもクモガハタイシのような石が入ってきます。そこで7つのうちの1つとして、クモガハタイシが挙げられてきているのであって、この7つの中では一番特徴が少ないと言えます。

一瞬は、ベニガモとも見間違われることもあります。ベニガモイシよりも、もっと小豆色に近い石色で、質感でいえばチャートです。主な使用用途としては、景石に使われていました。

クモガハタイシとは、京都市北区に所在する岩屋山いわやましきやういん志明院の周辺の賀茂川より採取される石であり、加茂七石の中でも特徴がない石であるという。

5) クラマイシ（鞍馬石）

K：石種は、花崗岩に間違われやすいですが閃緑岩²⁷⁾です。つまり火山岩の中の閃緑岩で、肌理が細かくて硬質です。岩盤ではあります。私達の業界の呼び方では、イモイシと言います。

それは、土や岩の山を切り碎いて出してきたものではなくて、玉石の

状態で土の中にあります。

使用用途としては、靴脱ぎ石によく使われ、次に飛石、あとは石積にも使われます。靴脱ぎ石や飛石にならないものは、景石に使われることもあります²⁸⁾。

さらにクラマイシ特有の形を利用した、いわゆるヤマドウロウ（山燈籠）、バケドウロウ（化燈籠）」があります。ヤマドウロウと呼ぶほうが良いでしょうか。そのようなクラマイシ製の燈籠というのも有名です²⁹⁾。

クラマイシは、岩盤を切り崩して採取されるものではなく、山の土中から角が取れたいわば楕円状の石として産出する。その自然の形状を生かして靴脱ぎ石や飛石、燈籠の石材として、または石積や景石として用いられる場合もある。

K：クラマイシは、石目がたくさんあります。クロクラマイシと呼ばれるものから、中ノ谷と呼ばれる谷から産出する通称ナカノタニノイシや、通称キタヤマイシと呼ばれる石など石目が違うものがあります。

クラマイシとは、広い鞍馬地区の数多くの山や谷から産出する全ての石を引っくるめた呼称です。採る場所によって、微妙な石目の違いがあります。また、例えばクラマイシが山から川に転石して、それが川で洗われて流される。その結果、川で流されたクラマイシは、山で採れるよ

うなものとは違って、ツルツとした表情になります。これはカワスと呼ばれます。

〔中略〕

産出量は、川で採れるクラマイシの方が少ないので、カワスのほうが希少価値は高くなります。

クラマイシは火山岩質なので、ノミやビシャンなど、いわゆる石を加工する道具が非常に使いやすいため、燈籠の材料としても用いられています。

〔中略〕

多分、明治から大正時代辺りは、結構クラマイシを原石として用いた加工品がたくさん出回っていました。あとは井戸の組み井筒の井桁、井戸枠なんかもクラマイシ製のものがあります。(2-12:27)

クラマイシの石の筋目は多様であり、その違いによって呼称が異なる。基本的に鞍馬という地域から産出する石はクラマイシと呼称されるが、山で産出するものと川で採取されるものとは区別される。後者のような石は「カワス」と呼称され価値が高いという。

またクラマイシは、燈籠の石材として用いられるように、石加工する道具に適合しており、井戸枠などの工作物としても用いられた。

6) フゴオロシイシ（畚下石）

K：フゴオロシイシの石種は、石灰岩です。これは京都市の北西部の方にあ

る龍ヶ滝と呼ばれる「リュウガン」と同じ種です。その辺りから雲ヶ畑や静原という左京区の北部の方まで石灰岩の層があります。

昔、鞍馬方面の山では、火打ち石の売買が盛んに行われていました。その頃、火打ち石は畚^{ふご}に入れて山から持って降りていたと言われます。その石灰岩の火打ち石の素材として使われる石ということで、フゴオロシイシと言われます^{30) 31)}。

この石は、円通寺^{えんつうじ}の庭で使われている事例もあります。また左京区の静市^{えぶみとうげ}から静原、さらに江文峠^{えぶんとうげ}を抜けて滋賀県に抜けていく道沿いの個人住宅の庭に使われていることが多いと思います。それらの地域の山から採れた山石で、使用用途は景石です。(2-8:04)

フゴオロシイシは、元来、火打ち石の素材となる石であったといい、国の名勝円通寺庭園（京都市左京区）をはじめ、京都市北東部の個人住宅の景石として用いられてきた。

7) ベニガモイシ（紅加茂石）

K：〔ベニガモイシは、〕チャート、堆積岩です。京都市の西の方、〔京都府の〕亀岡側の河原の方でも赤石は出ますし、加茂川の上流に行ったときでも赤石は出ます^{32) 33)}。

〔中略〕

〔水石の説明の過程で〕ベニガモイシでは、変わった格好したもので、

色が非常に鮮やかで紅いものがそうです。ベニガモイシは、サーロインステーキの生肉みたいな刺しが入ったような白い所と赤い所とが混ざり合ったようなものをニクイシ³⁴⁾と呼びます。その模様がね、非常に鮮明できれいだとかが求められるようです。

ベニガモイシは、鮮やかな赤色が特徴的な石であり、庭石よりも水石として重用されていたという。

8) 加茂七石の特質

これまで北山氏に対する聞き取り事項に、既存資料からの注釈を加えてきた。その結果、一言に加茂七石といっても、その呼称は庭石あるいは水石とみるか、商品もしくはは研究対象とするかによって、異なってくる事が明らかとなった。

K：一言に加茂川って言っても、出町柳から高野川の上流までもその範囲ですし、静原の山裾の近いところから採れるものと、下流側で採れるものとは、混ざっている場合があります。また川の流れが急流なのか、緩やかであるかによっても、石の面の取れ方とか、角の柔らかくなる状態が違います。

〔中略〕

結局、加茂川上流の京北灰屋町の方面に行くと、山裾〔そのもの〕が黒い石の原石なのです。その石が雨風で風化して露出し、またそれが地

震など何かの拍子で川に落ちて流されて、割れて砕けてを繰り返して、どんどん川に大小の石が分散していきます。そういうことが繰り返された、加茂川と高野川の両サイドにある山の原石が川に落ちて川流れになったものが、加茂七石といえます。またたとえば「クラマイシ」や「フゴオロシイシ」のように、山中で採れるものも、加茂七石と言われます。

そもそも加茂七石が産出する加茂川は、賀茂川・高野川・鴨川のどの範囲なのか、そのことを区別することは、自然条件を前提する以上、容易ではない。また石が産出する山の位置、石が採取される河床の範囲などは、自然の地殻変動や天変地異、土壌の生成、流水の変化など人智を超越した次元で偶然的に成立してきたものである限り、特定はできない。

実際のところ、庭石を取り扱う実践者からみて、加茂七石の産出の範囲や石種を厳密にすることは、それほど重視されていない。大局的にみれば、山や川を包含するある地域から発生する石、それが加茂七石の種別と考えられているのであった。

K：つまり何か小さなエリアを決めつけて、ここで採れるから「クラマイシ」ではなくて、大きく山あり谷あり鞍馬地区から産出するものです。

谷が変わるだけで石目も変わってきます。山の上のほうで表土が完全に露出している所で、雨がザーっと

百年とか二百年とか当たり続けてまわりの砂も取れたような玉石でしたら、その表面は風化してツルっとしたものになります。

なぜ加茂七石が雑駁ともいえる括りで呼称されているかといえ、それらの石の成立の過程が、人命の何十あるいは何百倍もの時間単位で成立しているからである。石の成立事情は自然現象による偶然的なものである。したがって山石とカワスの違いにみても、その差は、われわれが石の経年変化を単に見届けている所見に過ぎない。つまり加茂七石の識別や意味づけは、どこまでいっても個人的な主観の範囲を出ないことになる。

K：結局、明治から大正時代の当時は、まず個人の住宅に庭があるということ自体が贅沢なことだったと思います³⁵⁾。ただ、都が長いこと京都にあったことなど色んな条件で、京都は庭の文化が古くから発展してきました。大なり小なり、縁というか庭のスペースが、昔から当時まで確保されてきていたのでしょう。

その当時、今みたいに「クラマイシ」などが超高級品だったかといったら、私はそうではないと思います。やはり、住宅の一番近い所で産出しやすかった石ばかりが、この7種なのではないでしょうか。

今日の価値観に限ると、後述するように自然の山での産出、河川での採取が実質的

に不可能となっている現状では、加茂七石を含む京都の石は優れて価値が高いとみなされている³⁶⁾。しかし、石材を扱う実務者の立場とすれば、それは結果論であり、そもそも加茂七石は、京都の都市部の近場にある川や山から取得されたものであったと考えられていた。

(2) 加茂七石の採取の現状

I：加茂七石は、採りにくいというような現状ですが、実状としては、どのように確保されているのでしょうか。全く採れないものと、それとも採れるものがあるのかなど。

K：この加茂七石は、すべて川や山に行けばあると思います。ただ行政において勝手に採掘し、採取することを禁じていますので、あっても採れないというのが現状ですね。私達が加茂七石を、どのように、商品として取り扱っているかといえば、町家、古い旧家が、相続に伴って物納するなどといった場合、その庭の中に良質な加茂七石などがあれば、それをリユースさせて頂くというかたち、これでしか入手する方法がありません。

当社は私でもう五代目になるため、曾祖父や高曾祖父の頃から集められたような石もあります。かつてはまだ加茂七石が産出していたので、その当時の石の取り扱いは若干ありますが、基本的に現状では町家の解体からでしか出回りません。

(4-12:26)

ここで北山氏に対して、冒頭の京都新聞の記事でも言及された加茂七石の採取ができない現状について質問をした。現在も石自体は、加茂川水系周辺の山河に残存するが、その採掘と採取が行政によって禁止されている。それゆえ結果的に古材の再利用が行われているという。

ここでの規制とは、河川法、砂利採取法、採石法などを指しているものと考えられる。

河川法第25条によると、河川区域内の土地において砂を含む土石を採取する場合は、河川管理者の許可を受ける必要がある。同法でいえば、土石の採掘等そのものが禁じているのではなく、現在もその許可が得られる地域もある。しかし一部の河川管理者は、「河川環境の整備と保全」を理由に許可を認めていないのが実状である³⁷⁾。

次に砂利採取法では、砂利（砂及び玉石を含む）の採取と洗浄を行う業者（砂利採取業）の「登録、砂利の採取計画の認可その他の規制」（同法第1条）を定めている。同法第3条では、「砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない」とある³⁸⁾。

それゆえ砂及び玉石の調達、庭の保存管理を行う業者が砂利採取業を兼ねていない限り、直接あるいは間接的に砂利採取業者を通じる必要がある。また採石法は、採石に伴う採取業者を明確に指定しているため、事業者は採取に伴って根拠資料を提出するよう求められる。

以上の法令を踏まえれば、川石はまったく取得できないわけではないが、河川管理者の許可、採取業者の登録、採取に伴う根拠の提出など自然環境の保全に伴う規制が難関となっている³⁹⁾。

(3) 文化財に指定等された庭における 石の補填の必要性和その対応

K：ところで、私からの質問ですが、文化財の修復で、例えばどのような場合に石が必要となってくるのですか。(5-1:32)

I：はい。それでは具体的な事例を挙げます。現在、円山公園の流れの修理をしています。あの流れ底は、いつの施工かは明確ではありませんが、カモマグロイシのような石が貼られています。現状ではその石が結構減っています。おそらく外れて流されていったのかもしれませんが、つまりは石が欠損しているわけです。

さらにあの流れは、かなり改変か修理がなされていることが考古学的調査で分かりました。修理などが繰り返されることによって、辻褄が合わない箇所があって、復元工事をするようになると、新しい材料が必要となる場合があります。

また、あの流れは、元々とても緩やかな護岸であったものが、おそらく周りから、泥土がたくさん流入するため、護岸に土留め石を足して、護岸が大きく改修されました。ところで、円山公園の流れ沿いには、砲

弾型の人止め柵があります。

K：ああ、ありましたね。

I：あの柵が何十本と抜き取られ、部分的にその土留め石として使われている所があります。

K：ほほお。

I：今回の修理では、土留め石となったその柵を再利用することになっています。ただ、そうすると部分的に護岸の土留め石が無くなります。そこで新たに土留め石を配することになれば、たとえ新しく入れる石にはマーキングを付けることで旧来のものと差別化するとしても、そもそも円山公園内に代用となる石がそれほどある訳ではありません。他の文化財の庭とかやったら、敷地内にストックみたいな石が置いてある場合もありますが。そうするとその石は、どのように補填するの？ということになります。つまり、文化財を修理する際に、ある程度、復元の要素が入ると、どうしても欠損した所に石を追加する必要があるのです。

ここで筆者は北山氏より、なぜ文化財に指定等された庭の修理で、加茂七石のような伝統的な資材が必要とされるかについて問われた。そこで現在進行中の事例として、円山公園の流れ部分の修理に伴う支障について説明した。

文化財に指定等された庭は、長い間風雨に晒されてきたことにより、大小の経年劣化が生じている。その内容も、園池の喫水線の下や動植物の関与による護岸の裏込

め土の流出・護岸石の崩壊や、地被植物の枯失による築山表土の流亡など様々である。さらに円山公園の事例で述べたように、庭の改修に伴う部材の付け足しなども生じている。

このような自然や動植物、人為による改修などの影響によって庭の構築に伴う部材は、少なからずともき損や欠損をしている。そこで修理に当たっては、それら失われた部材を補填することが不可欠となる。

その部材は、セメントや砂など工業製品に用いられる原料であれば、持続的な利用が担保される。しかし加茂七石のように極めて限定された地域の山や川でしか採取できない資材は、その採取が止められている限り、修理に用いることは不可能である。

I：そこで可否はともかくとして、加茂七石のような石を文化財用に特例で定期的に採取し、定期的にストックできるような制度などを検討していかなければ、結局のところ、修理の度に困ることになるというのが、実情といえます。

K：そうですね。実際、行政側が年間の採掘量などを明確に決めた上で入札にするのか、ただ、どのような業者が入札するのか。例えば造園業者と当社のような造園業者さんへの材料卸しの業者へまとめて入札をかけるのかは分かりませんが、今年なら何トンまで採取できるという話が出れば、応じる方はたくさんあるでしょうね。

文化財に指定等された庭の修理のために加茂七石を持続的に確保する上では、まず自然の山河における採掘・採取の可否を判断する行政の担当部局にその実施を求める必要がある。

高度経済成長期と比べれば少ないとはいえ、公共工事で護岸を掘削し、山を開削する機会があり、その際に石や土砂が産出する。また、民間の大規模開発に伴う発掘調査などでは、大量の石と土砂の発生を目の当たりにすることがある。それら石の一部は、初のカワスが含まれている場合もあり、一見したところ、文化財に指定等された庭の修理で利用できるように思える。

K：石が山になっている中から、北山さん選びに来てくれと求められ、1トンバックに詰められた石を行政側が販売しますよと言われたら、いわゆる仕入れとして選びに行つて黒〔い石〕だけを採るということも考えられます。ただ石の扱いは難しくて、単に黒〔い色〕であれば良いのではありません。玉状のものではなく、黒〔い色〕でしかもどこかに一面、面があるという所まで見て知って、厳選していきますので。

I：なるほど、そうですね。

K：そうなると、結局、1トン分の石を購入しても、握りこぶし位の石で、天端が3分の1しか出ていなければ、残りの3分の2はゴミ〔のようなもの〕なのです。かつては、それが上手いこと〔利用〕されていて、天端の出たものは延べ石、畳石など

に使い、天端の出ていない石は、蹲踞の「ウミ（海）」に撒いたりなど、色や形によって使う場所、使う場所を変えたりしていました。

先述のように工事で発生した石を庭の修理に用いる場合、たとえ石が豊富にあったとしても、修理で利用できる補填材料として「厳選」をすることが必要となる。また材料の形や質が補填材料として適していない多くの石は、無駄なものになるという。

K：私の会社は問屋なので、本当は選別されたものを購入して、それを業者に卸すというスタイルになります。ただし、選別されていなかったら、当社で選別することも可能ですが、選別には2種類あり、色や形だけではなくて、大きさ、例えばにぎり^{こぶしだい}拳大の石だけで山になっていなければ困るのです。

〔中略〕

石の選別は、まず大きさが分かれていることと色が重要です。黒は黒、赤は赤だけ、さらに色がぬけたやつとかそれ以外というような感じで、それぞれ別にしておく。さらにそれがサイズ分けされていたら、なお良いです。

それをするのは北山さん、あなたの仕事でしょと言われたら、それはそうですが、その場合は高く買うことができない。

〔中略〕

結局値段は、雑多な石からさらな

る厳選をすること、手間暇がかかっていることによって上がってきます。

大量の土砂の中から、庭の局部の修理で補填できる石を厳選するとなれば、相当の人件費が必要となる。つまり、そのような石を確保するためには、相応の費用が発生することを意味する。また造園材料の卸問屋として、そのような材料を確保するとなれば、無駄が多くなる。そのため修理の部材として利用できない石は、転売するなどの労力が必要となるので、利益と人件費との兼ね合いが難しくなってくる。

K：商売でいえば、希少価値が高いから高く売れる。その代わりに量が少ないということなら、大量にストックできるようにすれば、値は下がる訳です。今度そうなってくると、ある程度、加茂七石というブランドをしっかりと確立した上で、程よい産出量が維持されなければ、ビジネスのことだけを考えると難しくなるでしょう。

ただ今は、加茂七石の代用品がたくさんあります。例えば先述のタンバクラマイシがまずその一つです。クラマイシに至っては、北朝鮮や中国から輸入される、いわゆるチュウゴククラマイシやチョウセンクラマイシと言われるものもある。賀茂川のカモマグロイシの色が抜けたグレーのものなどは、奈良県のトツカワイシや、大阪の方へ行けば尺谷と

いう川から出たものが代用品となります。

要は現在カモマグロイシ、キブネイシ、クラマイシが採れなくなったゆえに代用で出てきたものがあるので、賀茂川や高野川で採取できるようになると、今度は代用のものが売れなくなるでしょうね。

規制緩和や条件を付けることなどによって、自然の山河から加茂七石を取得できるようになれば、現在市場に出回っている石の価値は相対的に下がってくる。そのため、加茂七石の価値が持続できる社会的な仕組みをつくらない限りは、石材業者は、修理のための補填材料の取り扱いを躊躇せざるを得ない。

また、海外を含む他の地域で取得できる石の中では、一部の加茂七石に近似したものがあ、代用品として用いることができるとい。しかし京都の河川で加茂七石が再び取得できるようになると、これら代用品の価格も連動して落ちることになる。

K：「キブネイシ」の代用品であれば、奈良県の吉野川の「ヨシノイシ」があります。昭和の初期になると、貴船川の石が採取できなくなりました。そこで貴船川の石とそっくりの石が奈良の吉野川にもあるということで、流入してきたわけです、京都に。ただ、奈良県の吉野川も今では採取できません。

加茂七石の代用品は、他の地域でも河川

環境の保全が進められるにしたがって、現在では採取できなくなっている場合がある。

(4) 小結

以上の聞き取り事項の分析に基づけば、修理のための補填材料の確保は、以下の優先順位で行われることが効率的かつ妥当であると考えられる。

1) 再利用品の使用

加茂七石を自然の山河から採取することが、事実上不可能ということは、現在市場で流通している石を利用するか、文化財所有者や造園業者の敷地等に残置された石を転用するしかない。ただし、文化財に指定等された庭で用いられている加茂七石は、庭の築造の時点で厳選されたものであり、同等品を探し当てることは困難である。

それゆえ厳選された部材の集まりともいえる庭が取り壊された場合、そこから石材を取得すれば、その質・用途の明確さからいって、最も使い勝手がよいといえる。ただしこの場合、石材の厳選と確保という手間がかかっているため、それら部材の商品価値は高くなり、庭の修理に伴う財政負担はおのずと大きくなる。

2) 代替品の使用

庭の修理に伴う欠損部が、先述の再利用品で補うことができない場合は、加茂七石と近似した石を他の地域で採取することが考えられる。さらにいえば、これはクラマイシの代替品としてのタンバクラマイシの再利用品の使用なども想定される。

この場合、質や色の違い、選別の必要性はあるが、継続して自然の山河から石を採取できれば、材料の確保が担保され続けることになる。ただし当然のことながら石は有限である。世界的に河川の環境保全が重要視されている現状では、将来的な石の確保はやはり不透明である。

3) 山河からの採取に特別許可を求める

加茂川水系からの石の採取の再開に向けて、文化財に指定等された庭での使用という社会的意義を示して、河川管理者の許可を得る。また発掘調査における発生土に含まれる石を購入する方法についても、検討の余地はある。しかしこれらの方法では、石材を厳選する手間、それらを確保する場所などのコストはどうしても嵩んでくる。

また加茂七石の供給が増加することによって、現行で流通している加茂七石とその代用品の価値が低下するなど、現行の市場への影響が懸念される。

4. 石の選別眼とその継承の必要性

前章で導き出した結論は、「文化財に指定等された庭の修理に伴う加茂七石の補填の検討」によるものであった。次にこの結果をもって、平成30年10月18日(木)の14:00から15:15にかけて、再度北山氏に対して聞き取り調査を行った。この時は、ICレコーダーは使用せず、聞き取り内容のメモを作成した。以下、再調査で得た聞き取り事項に基づき、前章までの結論の検証を行う。

(1) 庭石が用途に応じて厳選されている
という前提

前章で導いた結論は、自然の山河から加茂七石を採取することが規制されている現状に対する対応に主眼を置いたものであった。その中でも既に議論に上がってきたが、文化財に指定等された庭へ石を補填するためには、単に加茂七石を採取するのではなく、石を厳選することが不可欠であった。

K：石は、同じものが二つとありません。それゆえ一つずつが特別なものといえます。

庭の欠損した所に石を補填するとすれば、その補填をする石自体が選別されていなければなりません。したがって修理の施工監理でも、選別眼が必要とされてきます。

庭の修理に伴う石の補填と新しい庭を築造するための石の採集とは、行為の意味が根本的に異なる。前者は、いわば失われたジグソーパズルのピースの埋め合わせといったものである。それも庭の場合では、特定の場所の形ある欠損箇所に自然なかたちの石をはめ込む必要性がある。

K：文化財に指定された庭で使われる石は、超厳選されているのであって、修理で利用されるものについても同じことがいえます。

名庭で使われている、たとえば川の中で取れた初の石で、飛石に利用できるようなもの、それもマグロイ

シといったものは、1万個、千個の中の1つです。相当の予算を使って、大量の石から選ばれたものが使われているのです。石材屋が厳選した石を在庫し、それらを庭師がさらに厳選してきました。したがって予算が少なくなると、しっかりとした選別ができなくなってしまいます。

仮に規制が解かれ、賀茂川や高野川その周辺の山々から再び石を採取できるようになっても、単に加茂七石を選別して採取すればよいという訳ではない。本来、一品ものとして据えられ、打たれ、組まれた石の代替えとなる自然石が厳選されなければならないのである。

それも文化財に指定等された庭に用いられた石は、大量の石の中から選抜された一級品であることが多い。それゆえ、姿かたちだけではなく、その石の良し悪しを見極める人の選別眼の必要性が問われてくる。

(2) 用途に応じた庭石の厳選に

求められる対策

文化財に指定等された庭石を補填するためには、相対して厳選の為の十分な時間と費用が必要となる。そこで厳選の作業を省略する意味で、特定の具体的な用途を念頭に置いて選別された品質の高い再利用品を使用することは、経済上の合理性が認められる。

K：町家の庭が取り壊される際には、本当をいえば時間と資金があれば全て回収してリユースしたいのですが、

実際はそれらの一部を厳選している状況にあります。

文化財に指定等された庭の修理に用いることができる品質と用途を兼ね備えた石を確保するためには、市内で解体される町家の庭からできる限りの石材を用途ごとに選別して、確保しておくことが有効である。そのためには、町家の庭の解体における石材の確保の意義を周知し、制度の整備をすると共に、在庫置場の確保や流通環境を整えることが求められる。

また、その確保と在庫を公共的に行うことができない場合は、加茂七石あるいはその中でも厳選された石のブランド化を図り、市場への流通を恒常化することによって、物量と価格を一定の程度に維持する仕組みを構築することが求められる。

K：単に山や川での石の採取を開放して、産出量を増やすだけでは意味がありません。加茂七石の希少価値の高さには、人による選別の過程が含まれているのです。加茂七石をブランド化していくためには、例えば有名な庭師が愛したなどと言った物語が必要となってきます。

石のブランド化とは、度重なる選別の結果として生じる希少価値に裏付けられるものであると共に、その実現のためには価値に厚みを持たせる逸話があることが望ましい。いわば貴金属が鑑定や査定されるように、文化財の庭に用いられるような質の石についても、客観的な指標に基づいて価値

付けられること、さらには史料調査から逸話を導き出すことが必要となる。

K：文化財に指定されたような庭の修理で、加茂七石を使うとなれば、あらかじめ用途が決まっていることが条件となります。その意味で、石の天端、根入れ、色合い、正面・横手の顔、表の顔がどこか等を見定めることが求められるのです。

また、この欠損した箇所に入れるという形状の明確なイメージが出来ていなければなりません。ここには、この石を使うというイメージに適う石が必要となりますが、実際はそういった石はありません。その形状については、〔卓越した〕プロの石材屋や庭師であれば、同じ意見になっていくはずです。

つまりは、庭を見る側と造る側が同じセンスを持たなければならないということです。

特定の庭における特定の箇所に石を補填することが求められる場合、まず用途と石種が符号するのは当然として、設置の上でその石の天端・根入れとなる部分、正面・横手の顔となる部分、色合いなどが考慮されなければならない。このようにあらかじめ条件づけられた箇所に収まる石を選別するためには、石材卸業者による選別作業に加えて、庭師の施工経験に裏付けられた選別眼が必要となる。

また旧来、庭づくりが施主と庭師の共同で行われてきたことを前提すれば、施主の

側からみて、その石の選別が妥当であるかの評価がなされる必要もある。言い換えると客観性をもった石の選別を行うためには、庭を所有し維持する立場と施工する側の双方から妥当と判断できる指標を、史料調査と照合して構築する必要がある。

K：よく庭造りにマニュアルは無いと言いますが、かつては、このような石の据え方はないというルールがありました。今では、それが破壊されてしまいました。昔はお客様の目が肥えていて選別眼があり、良い据え方を知っていたので、庭師もミスが許されなかったのです。

これから前述の指標を構築するためには、北山氏のような石材卸業者をはじめとして、経験と実績を供えた庭師、庭造りに造詣の深い庭の所有者ら⁴⁰⁾に石の選別に関する考え方や石の据え付けのルールについて聞き取り調査を行うなど、庭石の厳選と据え付けに関する実態を把握することが不可欠となる。

結論

以上の聞き取り事項の分析と資料との照合に基づけば、修理のための石の確保は、「在庫品・再利用品の使用」、「代替品の使用」、「自然の山河からの取得の特別許可を求める」といった優先順位で行われることが効率的かつ妥当と考えられる。

文化財に指定等された庭の修理において、加茂七石を補填するために石自体を確

保することが最優先事項であるのは、言を俟たない。しかし、庭の修理に伴って補填される石には、前提される複雑な条件がある。その種の石は、単に寄せ集めればよいというものではなく、まずは石種、質、用途から厳選され、さらに補填箇所に収まる形態、色合いなど多様かつ厳しい条件を満たしている必要がある。

町家が解体されることは、決して望ましいことではない。しかし、仮に町家が解体されて取り壊された庭の資材が活用されないことは、さらなる損失といえる。その意味で、庭の資材を再利用する仕組みを整えることは逼迫した課題といえる。

庭の修理に適した石の条件を見極めるためには、石材卸業者、庭師、庭の所有者らによる多面的な選別眼が必要となる。言い換えれば、そのような選別眼がなければ、文化財に指定等された庭の修理に伴う石を補填すること自体が叶わないことになる。したがって、庭の修理において石を選別する上での指標づくりや、石のブランド化、流通・在庫管理の整備といった多角的な取り組みの必要性について、まずは社会一般に周知していくことから始めることが不可欠である。

庭の補填材料の確保は、有形のものを単に寄せ集めるのではなく、選別眼という無形の職能が重要であることに留意する必要がある。

謝辞

本文の作成に当たっては、株式会社北山都乾園の北山利通氏に全面的な御協力を頂いた。この場を借りて御礼申し上げます。

註

- 1) 例えば国の名勝無鄰庵庭園では、洋館の東側に穿たれた流路の護岸石に用いられていた軟質の白川石が流水の力の影響で亡失した（今江秀史・阪上富男，加藤友規：名勝無鄰庵庭園にみる緊急修理の実態と一般性：日本庭園学会誌第29号：2015年,p.77）。
- 2) 佐和隆研ほか編：京都大事典：淡交社：1984年（p.200）の「加茂川石」の項目では、賀茂川の上流貴船川の川原で採取された石は「河川法で採石が厳しく制約される」ことが述べられている。
- 3) 佐和隆研ほか編：前掲書，p.202。
- 4) 日本国語大辞典第2版第7巻
- 5) 横山 卓雄：京都の自然ふしぎ見聞録：三学出版：2010年，p.64-68。
- 6) 京都地学会編：京都の地学図鑑：京都新聞：1993年，p.147。
- 7) 大内探石：京の石：徳間書店：1964年，p.8-35。
- 8) 松浦有成：水石入門マニュアル：近代出：2003年，p.16-23。
- 9) 上原敬二：造園大辞典：加島書店：1978年，p.179-180。
- 10) 小林章・金井格：京都における造園用石材の地域性の研究：造園雑誌47(3)：1984年，p.154-170。
- 11) その庭の脇に設置された立札によると、その構成は、紫貴船石・畚下石・紅加茂石・糸掛石・畑石・鞍馬石・八瀬真黒石である。
- 12) その庭の脇には、題名を「加茂七石庭」、設置者を「財団法人本願寺維持財団 財団法人平安建都千二百年記念協会」とした木製の立札が設置されている。その記載は、以下の通りである。「平安建都千二百年を記念して平家一門の栄華を偲ぶここ六波羅第跡の七條通り大和大路の地に新しく加茂七石庭を造り京文化の心を形にあらわし広く公開することになりました加茂七石は高野川加茂川水系に産する古来銘石とうたわれた京の石で右より紫貴船石、鞍馬石、畚下石、紅加茂石、八瀬真黒石、雲ヶ畑石、賤機糸掛石」
- 13) 薩摩藩と明治政府の営繕に係わった後、実業家として活躍した伊集院兼常の所有であった明治25年（1892）から5年の間に建物と共に造られたとみられる庭。
- 14) 七宝作家で明治29年に帝室技芸員となった並河靖之（1845-1927）が、住宅兼工場に付して造営した庭。7代目小川治兵衛（植治）が手がけたとされ、明治27年（1893）に竣工した。
- 15) 伏見稲荷大社・本殿の南西側に所在する松の下屋は、旧社家・松本家の宅地跡に所在する茶所に伴う庭。
- 16) 大正元年から3年までに行われた円山公園の維持改良の精算書を綴じた「円山公園維持改良一件 大正元年」（京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-62，187コマ）では、「栗石」の項目の適要に「コンクリート，川筋内 其他使用 内高価ナルモノハ黒石トス」と記されている。但し，その出所までは記載されていない。
- 17) 清流園の一画の庭と加茂七石庭の呼称が完全に一致しているのは，築造の新しい後者が前者を参考にした可能性がある。
- 18) 佐和隆研ほか編：前掲書（p.160）では，「今日，賤機の地名はなく，文献でも知ることができず，人に聞いても判然としない。だが，静原というところがあるから，おそらくその転訛であろうと（中略）しかし，いくら調べても，私の考えは推定の域を出ず，はっきりした裏づけを得るまでにはいたらなかった」とある。『造園大辞典』において上原は同様の説をとる。
- 19) 大内探石：前掲書（p.160）では，「この種の石は鞍馬の貴船川あたりからも出てくる。その方が静原のよりも質がかたくて良好である」とある。
- 20) 上原敬二：前掲書（p.59）によると，「庭石の面に細い糸状の模様を示すものをいう。糸巻き石ともいう」とある。
- 21) 上原敬二：前掲書（p.850）の「八瀬真黒」の項目では，「加茂七石の一つ，京都加茂川は二条で高瀬川（東），加茂川（西）が合流する，黒田辺から下流に出る石をいう」とある。こ

- の記述における「二条」は「今出川」,「高瀬川」は「高野川」の誤記とみられる。
- 22) 大内探石：前掲書 (p.156-157) によると「真黒といっても、乾いているときは幾分青みがかったり、硬質のものばかりでなく、軟質のものもある。〔中略〕本流に洗われてほどよく角がとれ、肉が削られて、石の芯があらわれたものは、水石のなかでもとくに賞美される」とする。
- 23) 佐和隆研ほか編：前掲書 (p.252) では、「古生代二畳期（二億数千年前）に海底に噴出した玄武岩質の火山岩・火山砕屑岩。」とする。
- 24) 大内探石：前掲書 (p.156) によると、「石の色が草のよもぎに似ているのでつけられた名称である。八瀬のほか、貴船、静原、瀬田川など各地に出る」とある。
- 25) 大内探石：前掲書 (p.169) の「三色石」の項目では、「雲ヶ畑を代表する茶褐色の石で、通称「畑石」という。三種ほどの異質の石が混じり合っている。水石としては、あまり関心しないが、庭石によく使われている」とある。
- 26) 上原敬二、前掲書 (p.245-246) の「雲ヶ畑」の項目では、「京都賀茂川上流、その枝川中津川の河床に出る」とある。
- 27) 佐和隆研ほか編：前掲書 (p.342) では、「花崗閃緑岩（深成岩）」とする。貴治康「京都の鞍馬石：日本地学研究会監修：地学研究 Vol.51 No.1：2002年 (p.47-48) によると、「鞍馬石は岩石記載学的には、石英閃緑岩～トータル岩に分類される。斜長石、石英、黒雲母、角閃石からなり、少量のアルカリ長石、不透明鉱物を含む」とある。
- 28) 貴治康夫：前掲書 (p.45) によると、鞍馬石の用途を「靴脱石・踏石」として配置されたとし、「決して組み石には使用されなかった」とある。
- 29) 貴治康夫：前掲書 (p.45-46) では樋口一葉「たけくらべ」の一節「鞍馬の石燈籠に萩の袖垣」を引いて、「明治時代には鞍馬石の灯籠を据えた庭も見られるようになった」とある。
- 30) 大内探石：前掲書 (p.165-166) によると、「鞍馬と貴船の間、京福電鉄のトンネルの上にある不動尊の近くが産地で、学者の調査では放散（ラジオラリヤ）の化石だという。大部分が珪酸質で、酸化第二鉄分なども含んだ約二億年前のものらしい。海中にいる放散虫の死骸が変化してできた石」とする。
- 31) 上原敬二、前掲書 (p.737) の「畚下石」の項目では、「京都鞍馬川と貴船川の合流点近くに畚下不動尊あり、この辺の鞍部は断崖をなしている、その上方で、昔、火打石を産したがその採石を畚（ふご）に入れて網で下におろしたものである、この故にフゴオロシといったのがフゴロシになった」とする。
- 32) 大内探石：前掲書 (p.170-171) によると、この石が出るところは、中津川の奥で、魚谷の支流である。ほかに市ノ瀬付近にも原石があつて、十三石山へ入る谷の入口あたりからも産出する」とある。
- 33) 上原敬二：前掲書 (p.760) の「紅加茂」の項目では、「雲ヶ畑から下流1 km内外の中津川の奥の他に魚谷の支流、市ノ瀬辺から産出する赤色の水石」とする。
- 34) 大内探石：前掲書 (p.169-170) の「肉石」の項目では、「市ノ瀬から下流に進んで、中津川の本流に入るあたりに紅加茂とは多少違った、赤色に白い流れのある石が出てくる」とする。
- 35) 貴治康夫：前掲書 (p.47) では、「以下は鞍馬街道沿いの石材店での聞き書きをもとにまとめたもの」として、「山藤商店は現在5代目で、150年以上も続いているということから、江戸時代末期にはすでに鞍馬石が採取されていたことは確実である」さらには「鞍馬石が個人の庭石として使われるようになったのは明治以降である」とある。
- 36) 小林章・金井格：前掲書 (p.154)。
- 37) 河川法第1条では、「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする」とある。1896年（明治29年）の制定後、昭和39(1964)年の見直し以来、

河川管理の目的は「治水」と「利水」に置かれ、1997年の改正に伴って「河川環境の整備と保全」が明記された。

同法第25条は、土石等の採取の許可について「河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。以下同じ。）において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。」と定めている。京都市内におけるこの管理者とは、1・2級河川が京都府（京都土木事務所所管）、準用河川が京都市（建設局土木監理部河川整備課所管）となっている。

- 38) 河川における土石等の採取は、河川管理者の許可が条件となっており、全てが禁止されているわけではない。しかし国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所のホームページには、「以下に該当する場合は、原則として許可できません」として、「公益上、社会通念上どうしても必要と認められない、営利目的である、治水上、支障がある、その他河川管理上、支障がある」ことが示されている〈<https://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/user/senyou/kyoka.htm>（平成30年4月10日）〉。このことから、庭の保存管理を主目的とした河川における土石等を売買することは実質的に不可能といえる。

- 39) 以下は（島根県河川課ホームページ、http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/saiseki/tebiki/nenndo_toriatukai.html、平成30年4月10日）における「粘土採取における採石法の取り扱いについて」の抜粋である。

1 採石業の定義について

採石業に該当するか否かの判断については、次の要素が考慮されます。

- (1) 営利、非営利は関係ない
- (2) 「岩石の採取」を事業目的として反復継続して行う態様のもの
- (3) 人格の主体が個人、会社、公社その他地方公共団体であるかを問わない
- (4) 本来の事業目的達成のため、副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念からみて、採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性及びこれに附随する行為も該当する
- (5) 岩石の加工または販売のみを行っている場合は該当しない

2 粘土採取事業に係る採石法の適用について

採石法上、母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の化学的性質を有するものは、砂利である場合を除き、岩状でなくても岩石として取り扱うこととされています。

については、粘土採取事業を行う申請者（事業者）に対し、次の事項を確認し、その根拠となる資料を提出していただくよう指導をお願いします。

- 40) 仮に庭造りに造詣の深い庭の所有者が見いだされなかったとしても、例えば山県有朋ら先人の記録に基づくことが可能であろう。

いま え ひでふみ
今江 秀史（文化財保護課 主任（名勝担当））

